

令和4年度

小学校・中学校・特別支援学校

キャリアアップ研修Ⅲの手引

※平成30年度より「キャリアアップ研修」を
「キャリアアップ研修Ⅲ」と名称変更しました

長野県教育委員会

1 教員育成指標作成の経緯

「長野県教員研修体系」(平成 25 年 11 月策定)には、長野県の教員に求められる資質能力として、次の A～E の資質能力が示されています。

- A 高い倫理観と使命感及び確かな子ども理解
- B 確かな人権意識と共感力
- C 地域社会と連携・協働する力
- D 目標実現に向け、柔軟に対応する力
- E 「教育のプロ」としての高度な知識や技能

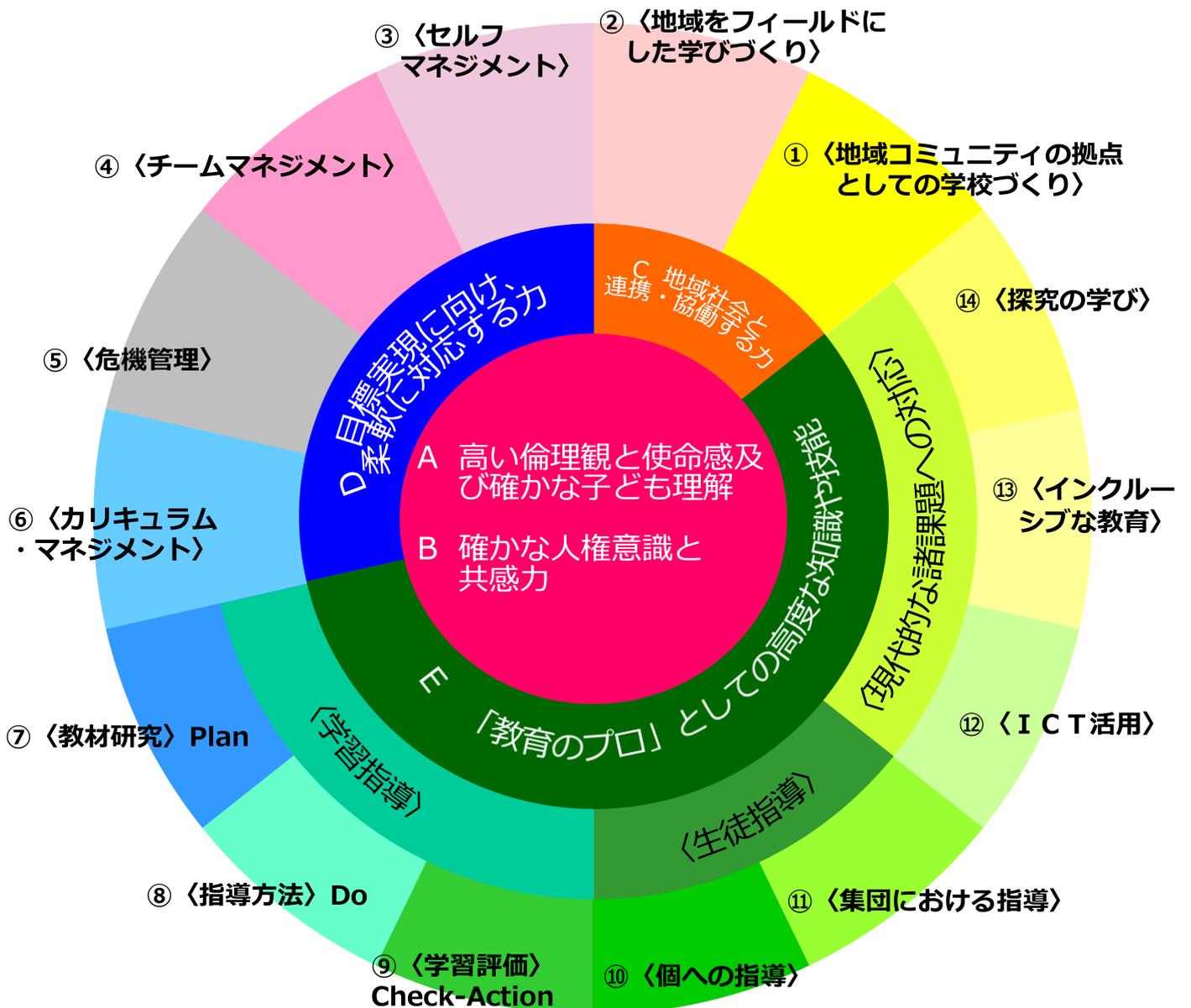
この「求められる資質能力」を「理念指標」と「実務指標」に分けました。「理念指標」とは、繰り返し自覚し絶えず意識化を図る資質能力であり、「実務指標」とは、経験や研修を積むことで高めていく資質能力です。

このうち、「実務指標」について、キャリアステージに応じて高まるものとし、指標化することにしました。



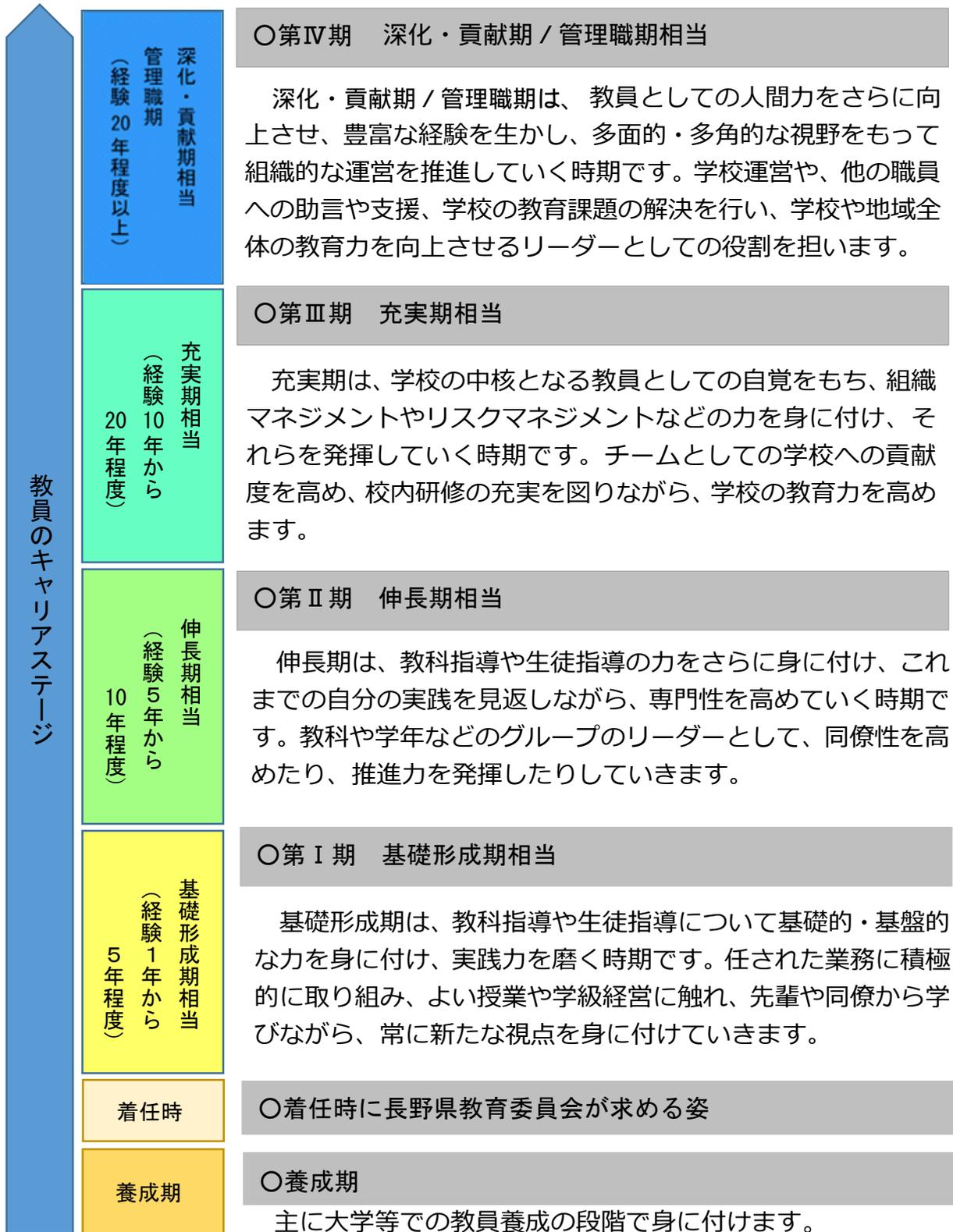
2 実務指標を支える14のスキル

5つの求められる資質能力について、下図のように整理しました。まず、繰り返し自覚し絶えず意識化を図る、「A 高い倫理観と使命感及び確かな子ども理解」「B 確かな人権意識と共感力」の2つの資質能力を中核にし、教職キャリアの基盤としました。また、その周囲に、経験や研修を積むことで高めていく、「C 地域社会と連携・協働する力」「D 目標実現に向け、柔軟に対応する力」「E 「教育のプロ」としての高度な知識や技能」の3つの資質能力としました。さらに、これらを支えるスキルとして、14のスキルを位置付けました。



3 教員のキャリアステージ

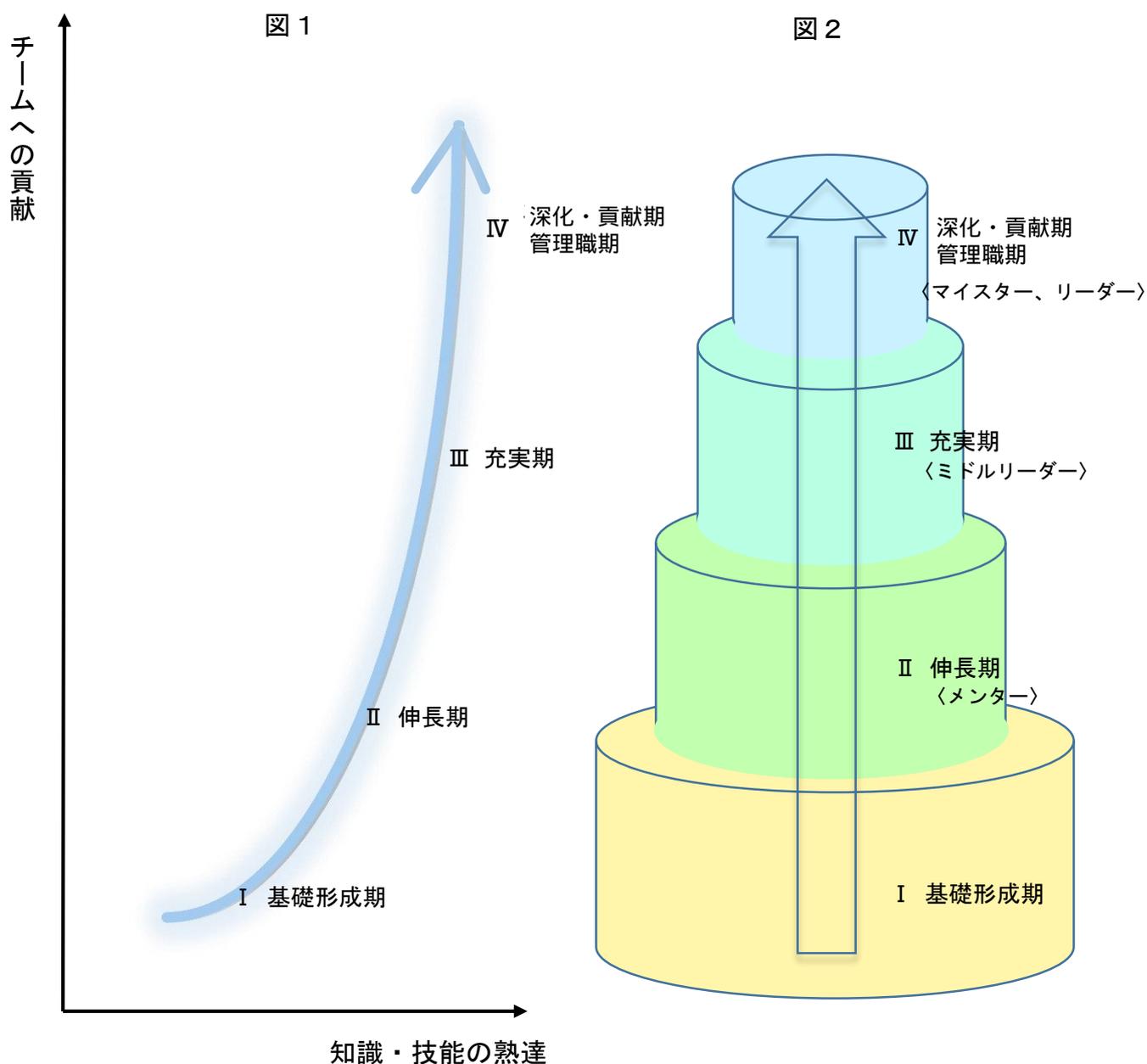
長野県では、教員のキャリアステージを「養成期」、「基礎形成期」、「伸長期」、「充実期」、「深化・貢献期 / 管理職期」に区分し、それぞれのキャリアステージの高まりを示しています。スキルの向上は、必ずしも年代や経験年数によるものではないので、「相当」という言葉を用いて幅をもたせています。



教員育成指標では、それぞれの資質能力を支えるスキルごとに、「チームとしての学校」の一員として、教員が各ステージで果たす役割に着目してスキルの高まりを表しています。第Ⅰ期、第Ⅱ期は、主に知識・技能の熟達が高まり、第Ⅲ期、第Ⅳ期は、主にチームへの貢献が高まっていきます。(図1)

また、第Ⅰステージが土台となり、それに第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅳステージが積み重なってスキルが高まっていくことをイメージして表しています。

(図2)



理念指標		求められる資質能力			
		A 高い倫理観と使命感及び及び確かな子ども理解		B 確かな人権意識と共感力	
実務指標	経験や研修を積むことで高めていく資質能力	求められる資質能力	資質能力を支えるスキル	キャリアステージで身に付けるスキル	
			C	地域・社会と連携・協働する力	地域コミュニティの拠点としての学校づくり
	地域をフィールドにした学びづくり	・地域をフィールドにした学習を推進するリーダーとして、自校・近隣校での実践の充実に寄与する。			
	D	目標実現に向け、柔軟に対応する力	セルフマネジメント	・職務に関する最新の動向を把握したり、自分が得意とするスキルを磨いたりして、力量向上を図る。	
			チームマネジメント	・学校経営に積極的に参画し、自校の教育活動の状況を的確に把握しながら、校内の様々なチームや外部の専門職との連携・調整を図る。	
			危機管理	・発生事例やヒヤリハット事例を収集・分析するなどの研修を企画したり、危機を想定した訓練を行ったりして、学校の危機管理能力を高める。	
			カリキュラム・マネジメント	・児童生徒や地域の状況に関するデータ等に基づき、教育課程の編成・実施・評価・改善を行う一連のPDCAサイクルを確立する。	
	E	「教育のプロ」としての高度な知識や技能	学習指導	教材研究 (Plan)	・教科会や学年会で教材研究を行う時間を確保するとともに、教材研究の仕方を学校全体でそろえる。
				指導方法 (Do)	・校内で互いに授業を見合う機会を設定し、創意工夫に基づく指導方法の不断の見直しに学校全体で取り組む。
				学習評価 (Check-Action)	・様々な教育活動で行われている学習評価を関連付け、学校全体の学習の成果を的確に捉え、教育課程の改善に生かす。
生徒指導			個への指導	・児童生徒の状況を日常的に把握し、適時性のある指導方針を示したり、ケース会議の充実に図ったりして、学校全体の生徒指導をリードする。	
			集団における指導	・自らの実践を通して、校内における望ましい集団づくりをリードする。	
現代的な諸課題への対応			I C T活用	・教職員のI C T活用指導力を把握し、校内研修を計画的に行ったり、一人一人の実態にあった研修の内容や方法をアドバイスしたりして、教職員の指導力を高める。	
			インクルーシブな教育	・自発的・自治的に活動できる集団づくりをする。 ・同僚への指導助言や実践の発信等を通して校内の特別支援教育をリードする。	
	探究の学び	・探究の学びを推進するリーダーとして、自校・近隣校での実践の充実や教員の専門性の向上に寄与する。			

令和4年度 キャリアアップ研修Ⅲの手引 目次

I キャリアアップ研修Ⅲの概要		
キャリアアップ研修Ⅲの概要	1	
キャリアアップ研修Ⅲ実施要綱	2	
II 研修の全体計画		
1 研修の目的	4	
2 研修の対象者	4	
3 研修の実施に関する対応	5	
4 研修の内容	7	
5 研修の扱い	7	
III 研修の実施		
1 研修の流れ	8	
2 研修の計画	8	
3 研修の延長	8	
4 研修の休止、再開について	9	
5 校外研修A	10	
6 校外研修B	10	
7 校内研修	10	
8 研修の報告	11	
9 対象者でなくなったとき	11	
10 その他	11	
11 関係書類提出の流れ	12	
IV 作成書類		
様式1	キャリアアップ研修Ⅲ計画・報告書	13
様式2	キャリアアップ研修Ⅲ延長届	14
様式3	キャリアアップ研修Ⅲ除外届	15
様式4	キャリアアップ研修Ⅲ報告書（休止者用）	16
様式44	指定研修休止願	17
様式45	指定研修再開願	18
様式46	指定研修休止者異動届	19
資料	セルフチェックシート（キャリアアップ研修Ⅲ）	20

I キャリアアップ研修Ⅲの概要

キャリアアップ研修Ⅲの概要

目的

- ・ 充実期の教員としての資質能力の向上
- ・ ミドルリーダーとしての実践力の獲得

キャリアアップ研修Ⅲの内容

学校現場で児童生徒とかかわりながら高めてきた資質能力

A 高い倫理観と使命感及び確かな子ども理解

B 確かな人権意識と共感力

C 地域社会と連携・協働する力

D 目標実現に向け、柔軟に対応する力

E 「教育のプロ」としての高度な知識や技能

キャリアアップ研修Ⅲ（40歳代の2年間）

校外研修A

※旧キャリアアップ講座
<1日>

校外研修B

<1日>

校内研修

<1日>

- これまでの実践を振り返る
 - ・ 資質能力を高めてきたことを実感
- 充実期の教員としての専門性と人間性を高める
- 学校の中核としての実践力を身に付ける
 - ・ 教科指導、児童生徒理解、学級経営等の力を充実
 - ・ 組織マネジメント、リスクマネジメント等の力を獲得
 - ・ 地域の力を教育に活用する力を向上
 - ・ 自分が得意とするスキルについての校内研修会の企画 等
- 将来を展望する
 - ・ 見通しをもってキャリアアップを計画

教員人生の更なる充実

50歳代

学校を運営する力

専門家としての力

次世代を育成する力

キャリアアップ研修Ⅲ実施要綱

長野県教育委員会

(趣旨)

第1 「長野県公立学校教員研修要綱」に基づき、40歳代の免許状更新講習対象年齢の者に対する研修を実施する。

(実施)

第2 長野県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）又は対象者が所属する学校を所管する市町村教育委員会及び市町村学校組合教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）は、40歳代の免許状更新講習対象年齢の者を対象にキャリアアップ研修Ⅲを受けさせるものとする。

(対象者)

第3 キャリアアップ研修Ⅲの対象者は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園において、40歳代の免許状更新講習対象年齢の者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 臨時的に任用された者
- (2) キャリアアップ研修Ⅲと同等の他の任命権者が実施する研修を受けた者
- (3) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用された者
- (4) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案してキャリアアップ研修Ⅲを実施する必要がないと認める者
- (5) キャリアアップ研修Ⅱ（旧10年経験者研修/中堅教諭等資質向上研修）が修了していない者。なお、キャリアアップ研修Ⅲの1年目にキャリアアップ研修Ⅱを修了する見込みの者は対象者とする。
- (6) その他県教育委員会が認めた者

(研修期間)

第4 研修を実施する期間は、40歳代の免許状更新講習対象年齢の受講期間（2年間）を原則とする。

(研修の延長)

第5 県教育委員会は、対象者がキャリアアップ研修Ⅲに参加することが著しく困難と判断される場合は当該対象者のキャリアアップ研修Ⅲを延長することができる。

(研修内容)

第6 キャリアアップ研修Ⅲの研修内容は、別表のとおりとする。

(研修計画等)

第7 対象者が所属する公立学校の長（以下「校長等」という。）は、対象者ごとにキャリアアップ研修Ⅲ計画書を作成し、県教育委員会又は市町村教育委員会（以下「関係教育委員会」という。）に提出する。

第8 関係教育委員会は、キャリアアップ研修Ⅲの実施状況を把握し、校長等に適切な指導・助言等を行う。

(研修報告等)

第9 校長等は、研修修了後、キャリアアップ研修Ⅲ報告書を作成し、関係教育委員会に提出する。

(その他)

第10 この要綱の他、キャリアアップ研修Ⅲに関する事項は、県教育委員会が別に定める。

(研修の休止及び再開について)

第11 対象者が指定された年度途中で研修を継続することができないと判断する場合、校長等は、指定研修休止願及び指定研修報告書を作成し、関係教育委員会に提出する。なお、研修を再開する場合、校長等は、指定研修再開願を作成し、関係教育委員会に提出する。

附則

この要綱は、平成30年(2018年)4月1日から施行する。

令和3年(2021年)4月1日から一部改正、施行する。

令和4年(2022年)4月1日から一部改正、施行する。

キャリアアップ研修Ⅲ別表

研修内容		場 所	日 数	備 考
校 外 研 修	校外研修A	総合教育センター	1日	令和4年度については、在勤校におけるオンライン研修とする。
	校外研修B	校長と相談し、決定する	1日	自校以外での研修を原則とする。
校 内 研 修		在勤校	1日	自分の得意とするスキルについて校内研修会を企画する。

II 研修の全体計画

1 研修の目的

- ・40歳代の教員が、自己実践を振り返り、今後の教員人生を展望することを通して、キャリアステージに応じた資質能力の向上を図る。
- ・充実期の教員としての専門性や人間性を高めるとともに、ミドルリーダーに求められる実践力を向上させる。

2 研修の対象者

40歳代の免許状更新講習対象年齢の者^{*}であり、かつキャリアアップ研修Ⅱ（中堅教諭等資質向上研修／旧10年経験者研修）を修了した者（修了見込みも含む）。

※【令和4年度の場合】免許更新制の解消の有無に関わらず、以下の者を対象とします。

(1) 対象となる者の条件（次の①～③のすべてを満たしていること。）

- ①年齢が40歳代（令和5年4月1日時点で40歳以上49歳以下）であること。
- ②免許状更新講習に該当していること。 下表（免許状更新講習）参照
- ③令和4年度には、キャリアアップ研修Ⅱ（中堅教諭等資質向上研修または旧10年経験者研修）を修了しているか、またはキャリアアップ研修Ⅲの1年目にキャリアアップ研修Ⅱを修了する見込みであること。

〈表：免許状更新講習〉

	実施期間	生年月日	免許状更新講習のグループ名
①1年目の対象者 今年度新たに対象となる者	令和4～5年度	昭和53年4月2日 ～昭和54年4月1日	第4グループ
②2年目の対象者 昨年度対象となった者 ^{※1}	令和3～4年度	昭和52年4月2日 ～昭和53年4月1日	第3グループ
③新免許状の所持者 (平成21年4月以降に初めて免許状を授与された方)	有効期間の満了の日が令和5年（平成35年）3月31日または令和6年（平成36年）3月31日である40歳代の者		
④複数の旧免許状・複数の新免許状を所持している者 ^{※2※3}	複数の旧免許状の最も遅く授与された免許状の授与された日から申請をしたことにより、10年後まで、修了確認期限を延期した者 →修了確認期限が令和5年（平成35年）3月31日または令和6年（平成36年）3月31日である40歳代の者		

※1 令和3年度からの対象者であり、キャリアアップ研修Ⅲを令和4年度に実施する予定として計画書を提出した者

※2 免許更新講習が複数の免許状いずれの期限になるのかについては、個別に確認する必要があります。

※3 複数の新免許状を所持する場合は、最も遅く満了となる有効期間に自動的に統一されます。

(2) 延長者 令和3年度にキャリアアップ研修Ⅲの延長が認められた者

(3) 休止者 令和3年度にキャリアアップ研修Ⅲの休止が認められた者

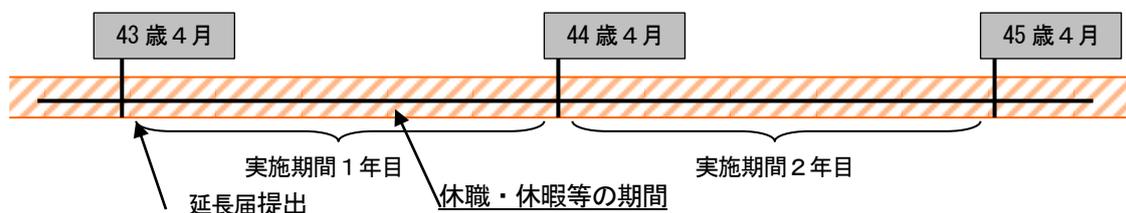
(4) 令和3年度に対象となった者のうち、「キャリアアップ研修Ⅲ報告書」が提出されていない者

※キャリアアップ研修Ⅲは「キャリアアップ研修Ⅲ報告書」の提出を県教育委員会が確認することをもって修了となります。

3 研修の実施に関する対応

対象者がやむを得ない事由でキャリアアップ研修Ⅲを実施することができないと判断される場合、「キャリアアップ研修Ⅲ延長届」（以下「延長届」という。）を提出し、次年度以降に延長することができる。

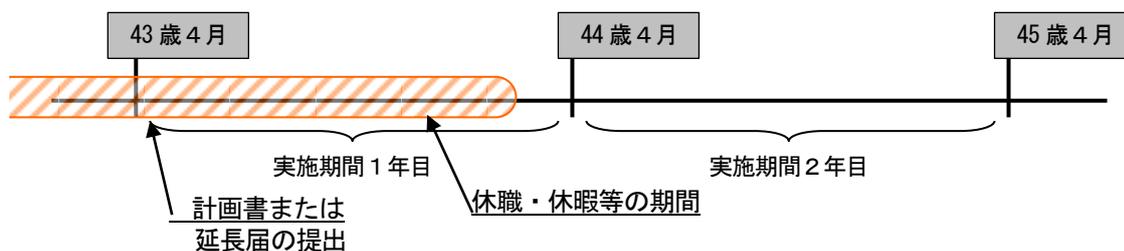
(1) 実施期間2年間の全てが休職や休暇等の期間と重なる場合



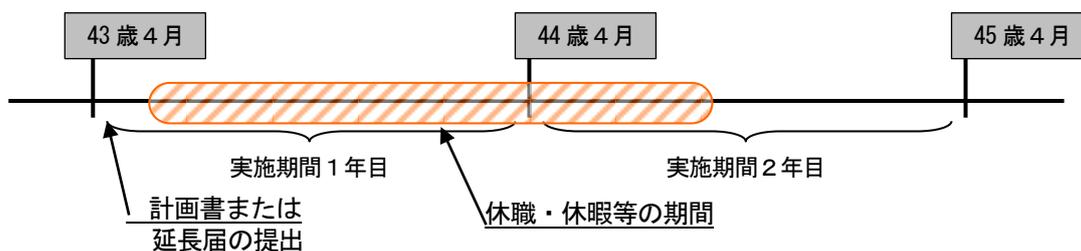
○実施できないと判断し、計画書の提出段階で「延長届」を提出。2年目以降、改めてキャリアアップ研修Ⅲを実施。

(2) 実施期間2年間の一部が休職や休暇等の期間と重なる場合

①前年度または年度当初から、休職や休暇等の期間となっている場合



②実施期間の2年間の一部が、予め、休職や休暇等の期間となること分かっている場合



○年度当初に、実施の有無を判断。

ア 実施する場合は、2年間で無理のない研修計画を立案して実施。

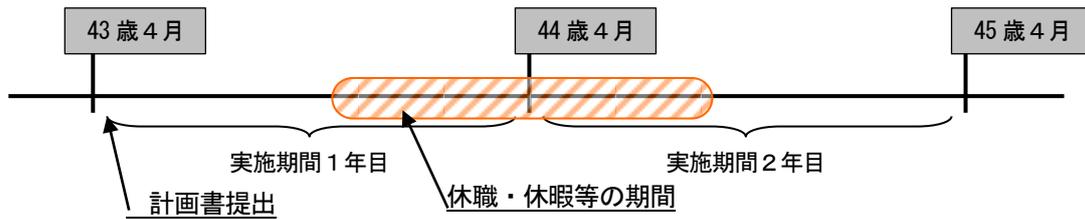
イ 実施しない場合は、「延長届」を提出。次年度以降、改めてキャリアアップ研修Ⅲを実施。

<研修延長の例>

- ◇産、育休中
- ◇療休、介護休暇等
- ◇内地留学、長期校外研修
- ◇日本人学校勤務、団体役員専従期間
- ◇健康上、受講不可能な場合 等

(3) 実施途中で予期せず、休職や休暇等の期間と重なった場合

①休職や休暇等の期間が、実施期間中に終了すると判断される場合



○研修継続の有無を判断。

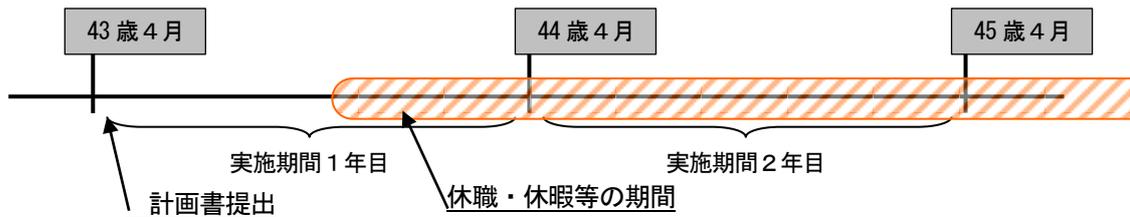
ア 研修を継続すると判断した場合は、2年間で無理のないように実施。

- ・計画を変更した場合は、報告書に記載。(備考欄)

イ 研修を休止すると判断した場合は、「休止願」を提出。

- ・次年度以降、「再開願」を提出の上、キャリアアップ研修Ⅲを実施。
- ・研修再開に当たっては、修了済みの研修は有効とし、修了していない研修のみを実施。

②休職や休暇等の期間が、実施期間以降も続くと判断される場合



○研修を休止すると判断し、「休止願」を提出。

- ・次年度以降、キャリアアップ研修Ⅲを実施。
- ・研修再開に当たっては、修了済みの研修は有効とし、修了していない研修のみを実施。

<研修休止の例>

- ◇産、育休
- ◇療休、介護休暇等
- ◇健康上、受講不可能な場合
- ◇その他、県教育委員会が認めた場合 等

4 研修の内容

研修	日数	内容等
校外研修A (オンライン)	1日	○研修内容 ・長野県教育の課題とミドルリーダーの役割 ・キャリアプランの作成とシェアリング ・学校組織マネジメントと危機管理（非違行為防止研修を含） 等
校外研修B	1日	○研修内容 校長と相談し、これからのキャリアアップのため、対象者にとって今、最も必要と思われる研修を行う。 (例)・研究実践校の視察 ・専門的な技能を持つ人から学ぶ 等 ※自校以外での研修を原則とする。(旅費の支給は県内分のみ。)
校内研修	1日	○研修内容 自分が得意とするスキルについて、校内研修会を企画し、教職員からフィードバックを得る。

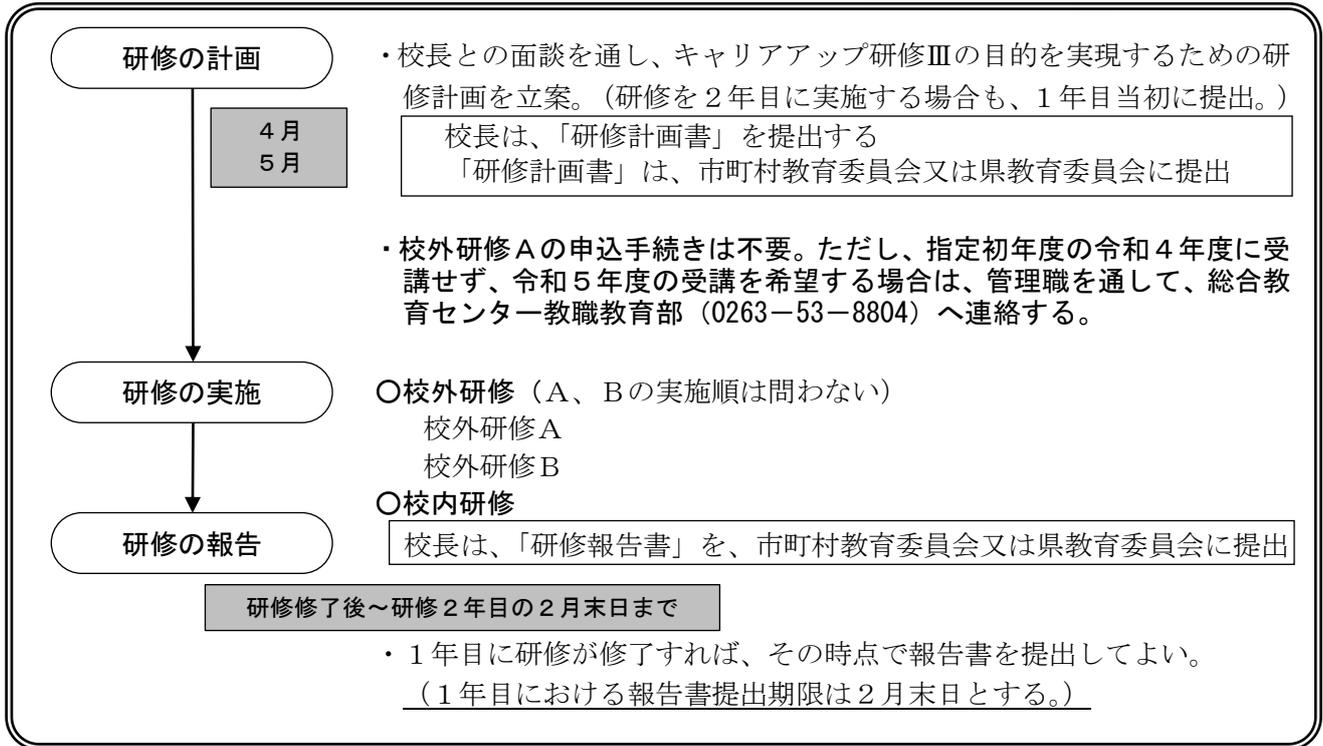
5 研修の扱い

キャリアアップ研修	旅費	休職や休暇時の扱い
校外研修A	令和4年度については、在勤校におけるオンライン研修のため、旅費は支給なし	受講不可※
校外研修B	支給は県内分のみ	
校内研修		

※令和4年度より、免許状更新講習との相互認定を実施しないため。

Ⅲ 研修の実施

1 研修の流れ（実施期間 2 年間）



2 研修の計画

- 対象者は、長野県総合教育センターホームページから「セルフチェックシート」をダウンロードして入力し、今後のキャリアアップについて見通しをもつ。
- 対象者は、校長との面談を通し、キャリアアップ研修Ⅲの目的を実現するための研修計画を立案する。
- 研修の計画は「キャリアアップ研修Ⅲ計画書」(以下「計画書」という。)に記入する。計画書を作成する段階で未定の部分は、およその内容でよい。
- 校長は、対象者の研修計画について指導・助言をし、「計画書」を、提出期限までに所定の機関に提出する。

(様式1) キャリアアップ研修Ⅲ計画書

3 研修の延長

- 対象者がやむを得ない事由でキャリアアップ研修Ⅲを実施することができないと判断される場合、「延長届」を提出し、次年度以降に延長することができる。(詳しい場合分けは、5～6ページ)
- 校長は、対象者がやむを得ない事由でキャリアアップ研修Ⅲを実施することができないと判断される場合、「延長届」を作成し、所定の機関に提出する。
(年度当初、「計画書」の代わりに「延長届」を提出する場合は、提出期限までとする。)

(様式2) キャリアアップ研修Ⅲ延長届

「計画書」、「延長届」の提出期限 6月17日(金)

4 研修の休止、再開について

(1) 研修の休止、再開について

- 対象者が健康上の理由等により、指定された年度途中で研修を継続することができないと判断される場合、校長は、指定研修休止願（様式 44）及び指定研修報告書（休止者用）（様式 4）を、所管の教育委員会に 3 部提出する。所管の教育委員会は、教育事務所へ 2 部提出し、教育事務所は学びの改革支援課へ 1 部提出する。（詳しい場合分けは、5～6 ページ）

（様式 44） 指定研修休止願

（様式 4） 指定研修報告書（休止者用）

- 翌年度以降、研修を再開する場合、校長は、指定研修再開願（様式 45）を、所管の教育委員会に 3 部提出する。所管の教育委員会は、教育事務所へ 2 部提出し、教育事務所は学びの改革支援課へ 1 部提出する。

（様式 45） 指定研修再開願

(2) 研修休止者の異動への対応について

- 指定研修休止者が異動する場合、所属校の校長は、異動先の学校（以下「新任校」という）の校長に、キャリアアップ研修Ⅲ休止の旨を連絡するとともに、「指定研修休止者異動届（様式 46）」を、所管の教育委員会に 3 部提出する。（県立中学校は学びの改革支援課へ 1 部提出する。）
- 所管の教育委員会は、所管の教育事務所長に 2 部提出し、教育事務所長は学びの改革支援課長に 1 部提出する。
- 指定研修休止者が、特別支援学校（特別支援教育課）や長野市立小中学校（長野市教育委員会）へ異動する場合、管轄機関（学びの改革支援課・長野県総合教育センター、特別支援教育課、長野市教育委員会）は協議によって、指定研修休止者が受講する研修を指定する。

（様式 46） 指定研修休止者異動届

5 校外研修A（オンライン）

長野県の教育課題を確認しながら、これまでの自己実践を振り返ることを通して、教員としての在り方や今後のキャリアアップについて考える。また、充実期の教員が高めるべき資質能力として学校組織マネジメントの基礎知識や学校危機管理の在り方を学ぶとともに、コンプライアンスの意識を高め、セルフマネジメントを行うことの必要性を学ぶ。

（1）期日

令和4年度は、10月24日（月）、11月1日（火）、オンラインで実施（指定に則り、どちらか1日に参加）。小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の指定期日は以下の通り。

10月24日（月）	「キャリアアップ講座A」（中東信）
11月1日（火）	「キャリアアップ講座B」（南北信）

※学校行事等により、指定期日の変更を希望する場合は、管理職を通して、長野県総合教育センター教職教育部（0263-53-8804）へ連絡する。

報告書の場所の欄は、「長野県総合教育センター」のままよい。

（2）準備品

- 自己実践を語り合うため、思いを込めた実践の資料（授業案や教材・教具、学級通信、文集等）を、提示できるよう準備する。

（3）その他

- 校外研修Aの申込手続きは不要。ただし、指定初年度の令和4年度に受講せず、令和5年度の受講を希望する場合は、令和4年6月17日（金）までに計画書とは別に、管理職を通して、総合教育センター教職教育部（0263-53-8804）へ連絡する。
- 欠席・遅刻・早退の場合は、指定研修講座欠席・遅刻・早退届（様式60号）を長野県総合教育センター所長に提出すること。
- 詳細（オンライン研修のID等）は、事前に学校へ連絡します。

6 校外研修B

対象者は校長と相談し、これからのキャリアアップのため、今、最も必要と思われる研修を行う。

- 自校以外での研修を原則とする。（旅費の支給は県内分のみとなる。）
- 研修の実施は、授業に影響のないよう、長期休業等で工夫する。
- 研修例
研究実践校の視察、専門的な技能を持つ人から学ぶ 等

7 校内研修

- 自分の得意とする分野（スキル）について校内研修を自身で企画し、実施する。
- 研修の目的、研修の概要、研修で得た成果（報告書のみ）を「キャリアアップ研修Ⅲ 計画書・報告書（様式1）」（以下「報告書」という。）に記入する。

（参考）校内研修の例

- 地域を題材とした学習の紹介
- 自校の体力テストの分析と考察をもとに生徒の体力向上のための研修
- 食物アレルギーによる症状出現時の対応の研修
- 児童の科学的な興味関心を高める教材づくりの紹介
- 音楽会前の指揮法講習会
- 外国語活動の学習指導についての実践の紹介
- Q-U検査の分析と活用についての研修
- ICTの効果的な活用について校内の情報機器を用いての研修
- 発達障がいのある児童生徒の支援のあり方についての研修

等

8 研修の報告

- ・対象者は、長野県総合教育センターホームページから「セルフチェックシート」をダウンロードして入力し、一年間の研修を振り返りながら、今後のキャリアアップについて見通しをもつ。
- ・対象者は、今後のキャリアアップについて記入し、報告書を作成する。
- ・研修の実施内容が「計画書」と異なる場合や、対象者の実施期間中の異動については、「備考」に記入する。
- ・校長は、対象者の今後のキャリアアップについて指導・助言をし、「報告書」を完成させる。
- ・校長は、「報告書」を所定の機関に提出する。(P. 12を参照。)
- ・「報告書」の提出期限は、以下の通りとする。
 - 2年目の対象者(昨年度対象となった者)… 令和5年2月28日(火)
 - 1年目の対象者(今年度対象となった者)… 令和6年2月27日(火)(ただし、1年目の対象者が1年目のうちに研修報告書を提出する場合は、2年目の対象者と同じ期日を期限とする。)

(様式1) キャリアアップ研修Ⅲ報告書

9 対象者でなくなったとき

- ・年度途中に対象者でなくなった場合は、「除外届」を所定の機関に提出する。

(様式3) キャリアアップ研修Ⅲ除外届

10 その他

- ・実施期間中の対象者の異動に際しては、キャリアアップ研修の実施に支障のないように、校長間で連絡をとる。

11 関係書類提出の流れ

(1) 小・中学校

小・中学校	「キャリアアップ 研修Ⅲ計画書」 (様式1) 3部 6月17日(金)	市町村教委 (一部保管)	「キャリアアップ 研修Ⅲ計画書」 2部 6月24日(金)	教育事務所 (一部保管)	「キャリアアップ 研修Ⅲ計画書」 1部 受領整理後	学びの改革支援課 ※養護教諭、栄養教諭については、 革支援課を経由して保健厚生課へ提出 学びの改
	「キャリアアップ 研修Ⅲ延長届」 (様式2) 3部 延長決定段階		「キャリアアップ 研修Ⅲ延長届」 2部 受領整理後		「キャリアアップ 研修Ⅲ延長届」 1部 受領整理後	
	「キャリアアップ 研修Ⅲ除外届」 (様式3) 3部 対象者でなくなった段階		「キャリアアップ 研修Ⅲ除外届」 2部 受領整理後		「キャリアアップ 研修Ⅲ除外届」 1部 受領整理後	
	「キャリアアップ 研修Ⅲ報告書」 (様式1) 3部 2年目の対象者 令和5年2月28日(火) 1年目の対象者 令和6年2月27日(火) (ただし、令和4年度中に 研修報告書を提出する場 合は、2年目の対象者と同 じ期日を期限とする。)		「キャリアアップ 研修Ⅲ報告書」 2部 2年目の対象者 令和5年 3月6日(月) 1年目の対象者 令和6年 3月4日(月)		「キャリアアップ 研修Ⅲ報告書」 1部 2年目の対象者 令和5年 3月13日(月) 1年目の対象者 令和6年 3月11日(月)	

(2) 県立中学校、特別支援学校

①県立中学校	「キャリアアップ 研修Ⅲ計画書」(様式1) 1部 6月17日(金)	①学びの改革支援課 義務教育指導係 ②特別支援教育課 ※養護教諭、栄養教諭 については、県立中 学校は学びの改革 支援課、特別支援学 校は特別支援教育 課を経由して保健 厚生課へ提出
	「キャリアアップ 研修Ⅲ延長届」(様式2) 1部 延長決定段階	
	「キャリアアップ 研修Ⅲ除外届」(様式3) 1部 対象者でなくなった段階	
	「キャリアアップ 研修Ⅲ報告書」(様式1) 1部 2年目の対象者 令和5年2月28日(火) 1年目の対象者 令和6年2月27日(火) (ただし、令和4年度中に研修報告書を 提出する場合は、2年目の対象者と同一期 日を期限とする。)	
②特別支援学校		

IV 作成書類

(様式1)

キャリアアップ研修Ⅲ (計画)・報告書

この様式は、計画書と報告書を兼ねています。計画書の提出の際、計画書の保存をしておくようお願いします。

学校名	学校	対象者 職名・氏名		
キャリアアップ研修Ⅲ実施に向けて				
目的：充実期の教員としての資質能力の向上、ミドルリーダーとしての実践力の獲得				
<ul style="list-style-type: none"> ・校長との面談で指導・助言されたこと ・研修実施に向けた願い 				
校 外 研 修				
校外研修A	研修名	キャリアアップ講座 () 信)		
期 日	年 月 日	会 場	長野県総合教育センター	
校外研修B	研修名			
研修の計画と記録	<研修の目的>			
	<研修の内容> (期日、研修場所、指導者等)			
	<研修で得た成果> (報告書提出時のみ)			
備考				
校 内 研 修				
※本研修は、自分の得意とするスキルについて校内研修会を企画・実施するものです				
研修の計画と記録	<研修の目的>			
	<研修の概要> (期日、対象者、研修方法等)			
	<研修で得た成果> (報告書提出時のみ)			
今後のキャリアアップについて (報告書のみ)				
校 長 の 意 見 (報告書のみ)				
本校研修対象者		の研修 (計画・報告) 書を作成し提出します。		
		年 月 日		
		学校 校長		

(様式2)

年 月 日

(所管教育委員会) 様

学校名

校長名

キャリアアップ研修Ⅲ延長届

このことについては、下記のとおりです。

記

対象者氏名	職名	職員番号					
延長の事由							
現在の研修実施状況と今後の予定							

(様式3)

年 月 日

(所管教育委員会) 様

学校名

校長名

キャリアアップ研修Ⅲ除外届

このことについては、下記のとおりです。

記

対象者氏名	職名	職員番号					
対象から除外する事由							

(様式4)

キャリアアップ研修Ⅲ 報告書 (休止者用)

この様式は、当研修を休止するにあたり進捗状況を記入するための報告書になります。研修を終えた欄のみ、にチェックをし、実施日や内容を記載してください。(未実施の研修の欄は、空欄のままにしておいてください)

学校名	学校	対象者 職名・氏名	.
キャリアアップ研修Ⅲ実施に向けて			
目的：充実期の教員としての資質能力の向上、ミドルリーダーとしての実践力の獲得			
・校長との面談で指導・ 助言されたこと ・研修実施に向けた願い			
校 外 研 修			
<input type="checkbox"/> 校外研修A	研修名	キャリアアップ講座 (信)	
期 日	年 月 日	会 場	長野県総合教育センター
<input type="checkbox"/> 校外研修B	研修名		
研 修 の 計 画 と 記 録	<研修の目的>		
	<研修の内容> (期日、研修場所、指導者等)		
	<研修で得た成果> (報告書のみ)		
備考			
校 内 研 修			
研 修 の 計 画 と 記 録	<研修の目的>		
	<研修の概要> (期日、対象者、研修方法等)		
	<研修で得た成果> (報告書のみ)		
今後のキャリアアップについて (報告書のみ)			
校 長 の 意 見 (報告書のみ)			
本校研修対象者	教諭の上記記載の研修が終了したことを証明します。 年 月 日		
立	学校 校長		

※この用紙は、研修再開時まで休止者本人も保存すること。

(様式 44)

年 月 日

(所管教育委員会) 様

_____学校 校長 _____

指定研修休止願

下記のとおり、本校対象者について研修を休止願います。

記

対象者氏名	職名	職員番号					
休止する研修	2年次研修 キャリアアップ研修Ⅰ キャリアアップ研修Ⅱ キャリアアップ研修Ⅲ						
休止の理由							
行っていない研修							

※現在まで行った研修が分かるよう、報告書を添えて提出する。

※この用紙は、研修再開時まで休止者本人も保存する。

(様式 45)

年 月 日

(所管教育委員会) 様

_____学校 校長 _____

指定研修再開願

下記のとおり、本校対象者について研修を再開願います。

記

対象者氏名	職名	職員番号					
再開する研修	2年次研修 キャリアアップ研修Ⅰ キャリアアップ研修Ⅱ キャリアアップ研修Ⅲ						
休止した時の勤務校	_____学校						
研修を休止した日	_____年_____月						
研修を再開する日	_____年_____月						
これから行う予定の研修							

(様式 46)

年 月 日

所管教育委員会（経由）

_____教育事務所長 様

立 学校

校長

指定研修休止者 異動届

下記のとおり、指定研修休止者（「指定研修休止願」が受理された対象者）の異動を報告します。

記

対象者の職氏名	職 名	氏 名
現在の勤務校	学 校	
異動先の学校	該当教育事務所	教育事務所
	郡 市 名	
	学 校 名	学 校
休止している研修	2年次研修 キャリアアップ研修Ⅰ キャリアアップ研修Ⅱ キャリアアップ研修Ⅲ	
休止の理由		
行っていない研修		

